

測量調査設計業務実績情報システム (AGRIS)に関する特記仕様書

受注者は、今治市が発注する農業農村整備事業における業務については、契約時又は変更時において委託料が200万円以上の業務について、当初契約時、登録内容の変更時、業務完了時において、当初契約時は契約締結後、15日(休日等を除く)以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日(休日等を除く)以内に、業務完了時は完了後15日(休日等を除く)以内に、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス(AGRIS)に基づく業務カルテの登録を申請しなければならない。

ただし、変更時と完了時の間が、閉庁日を除き15日間(休日等を除く)に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

なお、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。登録できる技術者は業務計画書に示した技術者とする(担当技術者の登録は8名までとする)。